

20 知的財産権に関する訴訟と主権免除 - 知的財産権侵害行為に対する管轄権行使の国際法上の限界 -

特別研究員 松井章浩

主権免除とは、国際法上、国が他国の管轄権から免除されることである。国に限らず、国営企業などが免除を主張することもある。この主権免除については、国の「商業的」な行為に免除を否定する点で学説は一致しているが、知的財産権侵害行為について免除が否定されるかどうかは明らかでない。確かに、ライセンス契約の違反は商業的と判断されるであろうが、知的財産権侵害行為は契約違反にのみ起因するわけではないからである。

本稿では、商業的かどうかという基準で免除決定する場合には、知的財産権侵害行為でも免除が認められる可能性があることを実証的に示すと同時に、知的財産権侵害行為には免除を否定する旨を規定する条約や国内法の制定過程を分析し、そうした規定の存在理由を明らかにした。また、この主権免除の問題と、国際的な知的財産権侵害行為に対してどの国が管轄権を行使するかという問題との関係も考察した。

主権免除とは何か

本研究は、知的財産権に関する訴訟と「主権免除 (sovereign immunity)」との関係について、条約、条約作成のための条文案、各国の国内法、国内判例を国際法の観点から実証的に検討するものである。

主権免除とは、国際法上、国および国の財産が他国の管轄権から免除されることである。具体的には、国は他国の裁判所で被告にはならないという「裁判権免除 (immunity from jurisdiction)」と、国の財産は他国の裁判所による判決の強制執行や判決前の保全処分の対象にはされないという「強制執行からの免除 (immunity from execution)」を指す^{(*)1}。この主権免除は、国内裁判所の管轄権に関する規則である。確かに、WIPO及びハーグ国際私法会議において議論されている国境を越えた知的財産権紛争に対する国際裁判管轄の問題に直接答えるものではない。しかし、国内裁判所が本来有している管轄権を行使しない根拠となる規則である。この点では、英米法の判例法理である「フォーラム・ノン・コンビニエンス (*forum non conveniens*)」と類似しているが、主権免除は国際法上の規則であると考えられている^{(*)2}。また、主権免除は、国内裁判所で外国国家が関係する訴訟において問題になるという点では、「国家行為理論 (act of state doctrine)」と類似するが、国家行為理論では「訴訟の客体となる権利または行為の性質」が問われるのに対して、主権免除では訴訟「主体」の性質が問われる^{(*)3}。本研究では、この主権免除のうち、特に裁判権免除が知的財産権侵害訴訟においてどのように扱われるのかという問題を考察する。

知的財産権侵害訴訟と主権免除との接点

1 主権免除をめぐる議論の整理

知的財産権侵害訴訟で裁判権免除が主張された場合にどのような問題が生じるかということを理論面から整理する。最初に、主権免除をめぐる議論の歴史的展開を概略するならば、「絶対免除主義」から「制限免除主義」への転換をあげることができる。主権免除の慣行が広まった19世紀の中葉以降の伝統的な立場によれば、国は他国の国内裁判所で原告となることはできるが被告になることはない。こうした立場は「絶対免除主義」とよばれている。しかし、20世紀に入り、国も経済的な活動に従事するようになり、国が私人と取引する機会も増えた。そうした状況でも絶対的な免除を認めると、取引の相手方である私人を著しく不利な立場におくことになる。そこで、国の行為を「主権的 (*jure imperii*) 行為」と「職務的 (*jure gestionis*) 行為」に区別して、前者の行為から生じた訴訟にのみ裁判権免除を認めようとする「制限免除主義」が台頭してきた。確かに、国内法が制定されるまでの英米の判例では絶対免除主義が主流であったし、第二次世界大戦後もソ連をはじめとする社会主義諸国や発展途上国も絶対免除主義を主張していたが、現在では、制限免除主義が広く支持されている。ただし、制限免除主義が一般的になったとはいえ、複雑な問題が横たわっている。すなわち、第一の問題は、裁判権免除を享有する主体の問題である。国家あるいは政府の機関が免除享有主体であることに争いはないが、これら以外の実体が免除享有主体かどうかということが議論されてきた。知的財産権侵害訴訟との関連では、「国家企業」や「中央銀行」

(*)1 Sir Robert Jennings and Sir Arthur Watts, *Oppenheim's International Law* (9th ed.), pp. 341-365 (1992). Helmut Steinberger, State Immunity, in Rudolf Bernhardt (ed.), *Encyclopedia of Public International Law*, pp. 615-638 (1992). 太寿堂編「主権免除」国際法学会編「国際関係法辞典」、407頁(1995年)。

(*)2 Hazel Fox, *The Law of State Immunity*, p. 1 (2002).

(*)3 松井芳郎「国際法における国家行為理論」『法政論集(名古屋大学)』第44号、39頁(1968年)。道垣内正人「2001年6月のハーグ条約のもとでの外国特許権侵害事件の国際裁判管轄」SOFTIC第10回国際シンポジウム「グローバル・ネットワーク時代における特許侵害訴訟 日米欧の比較」発表論文、13頁(2001年) (http://www.softic.or.jp/symposium/open_materials/10th/ に掲載)。

が免除享有主体かどうかということが問題になる。各国の国内法などの国家実行および学説は一致していないが、国家自身ではない主体も免除享有主体になりうるという規定は国内法にもみられ、たとえ独立した法人格を有する国家企業や中央銀行であっても、国の主権的行為を行っていた場合には免除享有主体であると考えられる。そして、第二の問題は、主権的行為と職務的行為を区別する基準が明確ではないことである。

2 知的財産権侵害訴訟における裁判権免除の制限可能性

それでは、知的財産権侵害訴訟において被告となった外国国家や外国の国家企業が裁判権免除を主張した場合に、裁判権免除は認められるのであろうか。裁判権免除が否定される典型的な訴訟は、国の「商業活動」に関する訴訟である。「商業活動」かどうかを判断する基準としては、国の行為の性質に着目する考え方（「行為性質説」）と、国の行為の目的に着目する考え方（「行為目的説」）がある。例えば、A国の国家企業がB国国民Xの特許を実施して、A国国民の生活に不可欠な商品を生産および販売していたとしよう。A国とXは契約を取り交わし、A国がXに対して金銭を支払うことで合意していたが、A国が一切金銭を支払わなかった一方で、この商品がA国からB国にも輸出されていたため、XがA国およびA国国家企業に対する訴訟をB国の裁判所に提起した場合、A国および国家企業に免除は認められるのであろうか。「行為性質説」をとるならば、A国の国家企業が商品を製造販売し、さらに輸出する行為は、私人と同じ立場で行う行為と考えられるので、まさに「商業活動」であり、「私法的性格」を有する行為といえよう。しかし、「行為目的説」をとるならば、免除が認められる可能性もある。A国の国家企業は、A国国民の生活にとって不可欠な商品を製造し、A国国民の生活環境を確保することにより、A国の主権的な機能を果たしていたとA国が主張するかもしれない。あるいは、商品を輸出しているのではないかと反論されたにせよ、A国の経済状況は極めて悪化しており、外貨を獲得することはA国の存亡にとって必要であると主張するかもしれない。確かに、国が第三者の知的財産権を侵害したと申立てられている場合、その行為が商業活動で

であると推定することにそれほど無理はないと思われるが、一方で、裁判権免除が認められる可能性を否定できるわけでもない。

次に、法廷地国に所在する「財産」に関する訴訟と考えることもできる。しかし、外国国家による商標登録に対して異議が申立てられたカナダの財務裁判所（Exchequer Court）のChateau-Gai Wines Ltd. v. Le gouvernement de la Republique Francaise事件判決をみると、知的財産権侵害訴訟にこの考え方をあてはめるのは困難である^{(*)4}。第三に、国の「不法行為」に関する訴訟と考えることもできる。確かに、国の「不法行為」による財産への損害に対する賠償を請求する訴訟には裁判権免除を否定する国家実行は多い。しかし、裁判権免除の例外として語られる「不法行為」による財産への損害は、有体財産に対する損害を意味している。とりわけ、交通事故の被害者から訴訟の機会を奪わないことが免除否定の最大の理由である。従って、知的財産権を侵害する行為が、裁判権免除の不法行為例外であると考えられない。こうしたことからすると、知的財産権侵害訴訟については「商業活動」に関する訴訟とみなすことができる。ただし、雇用契約に関する訴訟については特に裁判権免除が否定されるという国家実行が存在することからすると、知的財産権侵害訴訟も裁判権免除が否定される特殊な訴訟類型であるという規定をつくることも考えられる。

知的財産権侵害訴訟における免除決定基準

1 独自基準による免除決定

国家実行および学説の検討に移る。まず、独自基準により免除決定をする規定をおく「ヨーロッパ国家免除条約」^{(*)5}を分析した。続いて、主権免除に関する国内法をみると、米国の「外国主権免除法」^{(*)6}およびカナダの「国家免除法」^{(*)7}には規定はないが、英国の「国家免除法」第7条^{(*)8}、シンガポールの「国家免除法」第9条^{(*)9}、パキスタンの「国家免除命令」第8条^{(*)10}、南アフリカの「外国主権免除法」第8条^{(*)11}、オーストラリア法の「外国国家免除法」第15条^{(*)12}には規定がある。各国国内法の相違点を比較すると、ヨーロッパ国家免除条約に類似した規定を有しているが、どの知的財産権を独

(*)4 Chateau-Gai Wines Ltd. v. Le gouvernement de la République Française, 1967, Canada, Exchequer Court, *International Law Reports* (hereinafter cited as *ILR*), vol. 53, p. 284 (1979).

(*)5 European Convention on State Immunity 1972, reprinted in *International Legal Materials* (hereinafter cited as *ILM*), vol. 11, p. 470 (1972). 山手・香西・松井編『ベーシック条約集(第4版)』、120頁 - 123頁(2003年)。

(*)6 Foreign Sovereign Immunity Act, 1976, Section 1610 (a) (1), reprinted in *ILM*, vol. 15, p. 1393 (1976). 本間浩「1976年主権免除法」『外国の立法』17巻2号、65頁 - 81頁(1978年)。

(*)7 State Immunity Act, 1982, reprinted in *ILM*, vol. 21, p. 798 (1982).

(*)8 State Immunity Act, 1978, Section 13 (2)a, (3), reprinted in *ILM*, vol. 17, p. 1123 (1978). 山崎公士「1978年国家免除法」『外国の立法』第18巻6号、301頁 - 313頁(1979年)。

(*)9 State Immunity Act, 1979, reprinted in *Materials on Jurisdictional Immunities of States and Their Property* (United Nations Legislative Series), U.N. Doc. ST/LEG/SER.B/20, p. 32 (1982).

(*)10 State Immunity Ordinance, 1981, *id.*, p.25.

(*)11 Foreign Sovereign Immunity Act, 1981, *id.*, p.39.

(*)12 Foreign States Immunities Act, 1985, Section 32 (1), reprinted in *ILM*, vol.25, p. 715 (1986).

自規定の射程に含めるかということ、特に植物育成者権を含めるかどうかということについて相違がある(別表1参照)。また、主権免除は国際法の法典化作業の主題でもあり、国連総会の任務である「国際法の漸進的発達及び法典化を奨励する」(国連憲章第13条1項a)ことを具体化する委員会である「国連国際法委員会(以下、ILCと略記)」が作業を進め、1991年には「国及び国家財産の管轄権免除に関する条文章案」第二次草案(以下、ILC第二次草案と略記)を採択した^{(*)13}。このILC第二次草案第14条にも、知的財産権侵害訴訟に関する以下のような規定がある。

ILC第二次草案第14条(知的財産権)

関係国間での別段の合意がない限り、国は、他国の裁判所が以下のいずれかの手続について権限を有している場合、その裁判所の管轄権からの免除を主張できない。

(a) 特許、意匠、商号、商標、著作権又はその他あらゆる形式の知的財産権若しくは産業財産権であって、法廷地国において法的に保護される措置(暫定的なものを含む)を受ける当該国の権利の決定に関する手続

(b) 法廷地国の領域内において、第三者に属する(a)項にいう性質の権利であって法廷地国において保護されるものに対して、当該国が行ったと主張される侵害に関する手続

また、世界的規模の国際法の学会である「国際法協会(International Law Association)」が1994年に採択した「国家免除条約の修正条文章案」第3条^{(*)14}、世界的に高名な国際法学者で構成されている「万国国際法学会(Institut de Droit International)」が1991年に採択した「管轄権及び強制の問題に関する国家免除についての現代的課題」^{(*)15}に関する決議にも同旨の規定がある。

それでは、なぜ、知的財産権侵害訴訟について裁判権免除が否定されるのであろうか。ILCの審議過程では、知的財産権に関する紛争を解決するのに最も適した法廷(*forum conveniens*)は、「知的財産権を登録し保護する制度が適用され、かつ、知的財産権を保護する規則が認められている法

廷」であるという意思が存在したこと、さらに、知的財産権侵害訴訟において免除を否定するのは、「無体財産の利益の保護のため、および、公正な取引を促すため」であると考えられていた^{(*)16}。一方で、「必ずしも商業的な利益あるいは経済的な利益に動機づけられるわけではない」ので、独自規定を挿入することが必要と考えられていた^{(*)17}。加えて、国内法の立法過程もみると、独自規定が挿入されたもう一つの理由として、国の「不法行為」に関する訴訟との関係があった^{(*)18}。確かに、独自規定を挿入することに対しては、国際法の法典化作業でもいくつかの問題点が指摘された。第一に、知的財産権侵害訴訟にかぎらず、知的財産権に関する訴訟について独自規定を挿入しようとするれば、知的財産権の定義の問題が生じること(特に植物育成者権をめぐる議論)^{(*)19}、第二に、独自規定を挿入することにより、南北間の経済格差が拡大するということ(途上国が先進国の技術を盗用できなくなるという主張、あるいは、そもそも知的財産権は化学も技術もはるかに発展した先進国を保護する制度であるという主張)^{(*)20}、第三に、独自規定を挿入することにより、国有化あるいは収用の合法性が他国の裁判所で判断される可能性が生じるということである^{(*)21}。しかしながら、こうした問題は、知的財産権侵害訴訟についての独自規定を挿入することの障害とはならなかった^{(*)22}。

2 包括的基準による免除決定

(1) 包括的基準の適用から生じる不都合

次に、知的財産権侵害訴訟を「商業活動」に関する訴訟とみなすことにより、裁判権免除が認められる場合があるのかということについて、独自規定をおかない国の判例を中心に分析した。リーディングケースである *Dralle v. Republic of Czechoslovakia* 事件(オーストリア)^{(*)23}、アイルランドの国家企業が米国人技術者の特許を不正に使用したとして訴訟が提起された *James K. Gilson v. the Republic of Ireland and Gaeltarra Eireann* 事件(米国)^{(*)24}、中国の国営企業による営業秘密の不正取得および不正流出が問題になった *BP Chemicals Ltd. v. Jiangsu Sopo Corporation Ltd. and*

(*)13 Draft Articles on Jurisdictional Immunities of States and Their Property, reprinted in *ILM*, vol. 30, pp. 1565-1574 (1991).

(*)14 Revised Draft Article for a Convention on State Immunity, *International Law Association Report of the 66th Conference* (held at Buenos Aires, 1994), pp. 22-28 (1994).

(*)15 Institut de Droit International, Contemporary Problems Concerning the Immunity of States in Relation to Questions of Jurisdiction and Enforcement, Resolution adapted at Basel, 1991, *Annuaire de l'Institut de Droit International*, vol. 64-I, pp. 84-89 (1991).

(*)16 Sucharitkul, *Yearbook of International Law Commission* (hereinafter cited as *YbILC*), 1984-I, p. 113, para. 14; *YbILC*, 1984-II, Part 2, p. 68.

(*)17 *YbILC*, 1984-II, Part 2, p.68; *YbILC*, 1988-II, Part 2, p.102, para.517; Commentary to Article 14, *YbILC*, 1991-II, Part 2, p.47.

(*)18 Australian Law Reform Commission, Foreign State Immunity (Report No.24), pp.67-68, para.115; Council of Europe, Explanatory Reports on European Convention on State Immunity, para.41(1972).

(*)19 Comments from United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, U.N. Doc. A/CN.4/410, pp. 54-55 (1988); Ogiso, 3rd Report, U.N. Doc. A/CN.4/431, p. 27 (1990).

(*)20 Akinjide, *YbILC*, 1984-I, pp. 116-117, paras.11-12; Sinclair, *id.*, p. 120, para. 29; MacCaffrey, *id.*, p. 137, para. 10.

(*)21 *YbILC*, 1984-II, Part 2, pp. 59, 69; Jagota, *id.*, p. 130, paras. 9-10.

(*)22 Virginia Morris, Sovereign Immunity: the Exception for Intellectual or Industrial Property, *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, vol. 19, pp. 91-92(1986).

(*)23 *Dralle v. Republic of Czechoslovakia*, 1950, Austria, Supreme Court, *ILR*, vol. 17, p. 155 (1956).

(*)24 *James K. Gilson v. the Republic of Ireland and Gaeltarra Eireann*, 1982, United States, Court of appeals for the district of Columbia circuit, 682 F. 2d 1022, pp. 1026-1027.

SPECO事件(米国)^(*)25)では、知的財産権を侵害する行為が商業活動かどうかということはあまり争われなかった。しかし、著作権侵害訴訟では、商業活動かどうかということが大きな論点となっていた。旅行会社が宣伝用に使っていたスペインの景勝地を撮影した映像フィルムをスペイン観光局が貸し出す行為により、映像の背景音楽を作曲していた原告の著作権を侵害されたとして訴訟が提起されたX v. Spanish Government Tourist Bureau事件(ドイツ)^(*)26)、カナダ放送協会がニュース番組のなかで放送したロサンゼルスでの暴動の映像を米国内でも受信し、かつ、視聴することができたことにより著作権が侵害されたとして訴訟が提起されたLos Angeles News Service v. Canadian Broadcasting Corporation事件(米国)^(*)27)、ヨルダン王国の女王事務局(the Office of the Queen)の職員が、ヨルダン女王の肖像写真を撮影した米国の写真家が許諾した条件を逸脱して、米国など世界各国で販売される雑誌を発行する出版社に女王の肖像写真を提供したことにより、写真家の著作権を侵害したとして訴訟が提起されたHenry Leutwyler v. Office of Her Majesty Queen Rania Al Abdullah事件^(*)28)では、著作権を侵害する行為が商業活動であるとして免除が否定された。しかし、一方で、言語辞典の編纂により著作権を侵害したとしてオーストラリア国立大学が訴えられたIntercontinental Dictionary Series v. The Australian National University事件(米国)では、オーストラリア国立大学の行為は「学術的(academic)」であるとして、免除が認められている(別表2参照)^(*)29)。つまり、知的財産権侵害訴訟について独自規定がある場合と、「商業活動」に含めて免除を決定する場合とでは、結果が異なることがある。この点について、医薬品特許に関する事例を想定してみよう。ある医薬品を製造するのに必要な特許を先進国Aで有していた医薬品メーカーXが、途上国B国の国家企業Yに、特許を実施して医薬品を製造し、B国国内においてのみ販売することを許諾していたにもかかわらず、Xが医薬品を輸出している別の途上国C国にもYが製造したその医薬品が輸出されていたので、XはC国の裁判所にB国およびYに対する訴訟を提起したとしよう。もし、C国が英国法のような規定を有する国であれば、あるいは、知的財産権侵害訴訟には裁判権免除を認めないという判例がある国では、B国およびYの裁判権免除は否定されるであろう。しかし、C国では知的財産権侵害訴訟の

場合でも、訴訟に関連する行為が商業活動かどうかという基準で免除決定されるのであれば、結果は流動的になる。すなわち、医薬品を製造販売し、輸出するという行為は私人も行う行為であるので、行為の性質に着目して商業活動であると判断されれば、裁判権免除は否定されるであろう。一方で、B国にとっては、その医薬品がなければ国民が大量に死亡するおそれがあり、それは国の存亡に関わることになるので、B国は主権的な権限を行使してその医薬品を製造したと主張する場合、行為の目的に着目して裁判権免除が認められるかもしれない。C国へ輸出する行為にしても、裁判権免除が認められる可能性がある。C国でもその医薬品が欠乏すれば、C国国民が大量に死亡するおそれがあったので、C国に対して緊急に援助をする外交上の必要性があったとB国が主張することもできる。あるいは、B国とC国の間では人の移動が頻繁であるので、もし、C国でその医薬品が欠乏し、B国にも伝染すれば、B国国民が重大な危機にさらされるおそれがあったとB国が主張するかもしれない。すなわち、必ずしも基準が一致していないことから不都合が生じうるのである。それゆえ、異なる基準を採用している国内裁判所が異なる免除決定を行うことになり、フォーラムショッピングが生じるかもしれない。ただし、独自基準により免除決定するにしても、免除決定する際に「訴訟の性質」を確定するのは困難であろう。

(2) 免除決定基準としての知的財産権侵害行為と法廷地国との連関

もう一つの問題が残されている。知的財産権を侵害する行為が「法廷地国で発生している」場合でなければ、法廷地国は管轄権を行使できないことである。主権免除は、国内裁判所が本来有している管轄権を行使しない根拠となる。論理的には、主権免除を決定する前に、法廷地国が国際法上管轄権を有しているかどうかということが決定される^(*)30)。ところが、国内判例を分析した結果、裁判権免除を決定する段階で、法廷地国に管轄権があるかどうかということも判断されている。すなわち、法廷地国に管轄権があるかどうかという問題は論理的には裁判権免除よりも先に存在するにしても、知的財産権侵害訴訟をみるかぎり、裁判権免除の決定基準として機能しているのである。しかし、どのような場合に法廷地国で侵害行為が発生しているかという点では、基準が一致していない。それゆえ、今後、私人間の訴訟において、国際的な知的

(*)25) BP Chemicals Ltd. v. Jiangsu Sopo Corporation Ltd. et al, 2002, United States, Court of appeals for the eighth circuit, 285 F. 3d 677, p. 682.

(*)26) X v. Spanish Government Tourist Bureau, 1977, Germany, Superior Provincial Court (Oberlandesgericht) of Frankfurt, *ILR*, vol.65, pp. 141-143 (1984).

(*)27) Los Angeles News Service v. Canadian Broadcasting Corporation, 1997, United States, District court for the central district of California, 969 F. Supp. 579, pp. 585-586.

(*)28) Henry Leutwyler v. Office of Her Majesty Queen Rania Al Abdullah, 2001, United States, District court for the southern district of New York, 184 F. Supp.2d 277, p. 280.

(*)29) Intercontinental Dictionary Series v. The Australian National University et al., 1993, United States, District court for the central district of California, 822 F. Supp. 662, pp. 672-674.

(*)30) Case Concerning the Arrest Warrant of 11 April 2000 (Democratic Republic of the Congo v. Belgium), 14 February 2002, International Court of Justice, reprinted in *ILM*, vol.141 p. 548, para. 46 (2002).

財産権侵害行為に対する管轄権の問題がどのように判断されているかということを検討する必要がある。ただし、少なくとも、主権免除規則が管轄権規則も含んだ形で規定されることにより、国内裁判所が私人間訴訟とは異なる管轄権決定をするかもしれないということだけは指摘できる。

日本への示唆

最後に、日本における知的財産権侵害訴訟で裁判権免除が主張された場合、どのように判断されるのであろうか。日本には主権免除に関する国内法はないので、判例に依拠することになるが、1928年の大審院決定が絶対免除主義を採用して以降^(*)31)、判例変更されていないと考えられてきた^(*)32)。しかし、2002年4月の横田基地事件最高裁判決など、制限免除主義に転換したとまではいえなくても、行為の性質に

よっては裁判権免除が否定されることを示唆する判決が示されている^(*)33)。また、ILC第二次草案が条約となり、日本が締約国となった場合、日本の裁判所に提起された知的財産権侵害訴訟では免除が否定されることになる。現在、条約化にむけた作業が進行しており、近いうちに主権免除に関する国際条約が誕生するかもしれない^(*)34)。それゆえ、日本でも、知的財産権侵害訴訟の場合には免除が否定される可能性が高いが、今後さらなる検討が必要であると思われる。第一に、私人間の知的財産権侵害訴訟についても検討して、知的財産権を侵害する行為に対して法廷地国がどこまで管轄権を行使できるかという問題に答えることが必要である。第二に、米国のように訴訟に関連する行為が国の「商業活動」かどうかという基準により免除決定している国の判例を分析するのに、知的財産権侵害訴訟に限定せず、あらゆる「商業活動」に関する訴訟について分析することも必要である。

別表1：独自規定を有する条約および国内法の比較

		ヨーロッパ 国家免除条約 第8条	英国 国家免除法 第7条	シンガポール 国家免除法 第9条	パキスタン 国家免除命令 第8条	南アフリカ 外国主権免除法 第8条	オーストラリア 外国国家免除法 第15条
特許	権利決定						
	侵害						
商標	権利決定						
	侵害						
意匠	権利決定						
	侵害						
サービス マーク	権利決定		×	×	×	×	×
	侵害		×	×	×	×	×
植物 育成者権	権利決定			×			×
	侵害			×			×
著作権	権利決定	×	×	×	×	×	
	侵害						
商号							

○：独自規定を有している
 ×：独自規定を有していない
 ○：「その他類似の権利」に含まれる可能性があり

(*)31) 大決昭和3年12月28日民集七・一二・一二二八。

(*)32) 太寿堂鼎「国際法における国家の裁判権免除」『法学論叢』68巻5・6号、118頁 - 122頁(1961年)。

(*)33) 最判平成14年4月12日判時1786号43頁(第二小法廷)。葉師寺公夫「在日米軍の飛行訓練と国家の裁判権免除」『2002年度重要判例解説』(ジュリスト1246号)、257頁 - 259頁(2003年)。

(*)34) Draft report of the Ad Hoc Committee on Jurisdictional Immunities of States and Their Property, U.N. Doc. A/AC.262/L.4, p. 3, para. 12 (2003)。

別表2：包括的基準により裁判権免除が判断された知的財産権侵害訴訟

事件名	判決年	法廷地国	裁判所	被告	侵害が主張された権利	侵害が法廷地国で発生したと判断されたか	免除が認められたか
Dralle v. Republic of Czechoslovakia	1950	オーストリア	Supreme Court	国家	商標		×
X v. Spanish Government Tourist Bureau	1977	ドイツ	Superior Provincial Court of Frankfurt	政府機関	著作権		×
James K. Gilson v. the Republic of Ireland and Gaeltarra Eireann	1982	米国	Court of appeals for the district of Columbia circuit	国家企業	特許	×	×
Intercontinental Dictionary Series v. The Australian National University et al	1993	米国	District court for the central district of California	政府機関	著作権	×	
Los Angeles News Service v. Canadian Broadcasting Corporation	1997	米国	District court for the central district of California	政府機関	著作権		×
Henry Leutwyler v. Office of Her Majesty Queen Rania Al Abdullah	2001	米国	District court for the southern district of New York	政府機関	著作権		×
BP Chemicals Ltd. v. Jiangsu Sopo Corporation Ltd. et al	2002	米国	District court for the eastern district of Missouri	国家企業	営業秘密	×	
BP Chemicals Ltd. v. Jiangsu Sopo Corporation Ltd. et al	2002	米国	Court of appeals for the eighth circuit	国家企業	営業秘密		×